

## 建設工事総合評価落札方式（高度型）実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、県が執行する建設工事に係る総合評価落札方式（高度型）による一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、価格と技術の両面から最も優れたものをもって入札に参加した者を落札者とする方式をいう。以下「総合評価落札方式」という。）に関し、必要な事項を定めるものとし、その実施に関しては、別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

（対象工事等）

第2 工事を発注する課（室）又は地方機関（以下「工事担当課等」という。）の長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものから、総合評価落札方式の実施を検討する工事を選定するものとする。

- （1）技術的な工夫の余地が大きい工事で、入札に参加を希望する者（以下「入札参加申請者」という。）に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求める工事
- （2）その他必要と認める工事

（総合評価技術審査会の設置）

第3 工事担当課等の長は、次の各号の事項に関し、学識経験を有する者2人以上で構成する総合評価技術審査会（以下「審査会」という。）を設置し、意見を聴かなければならない。この場合において、工事担当課等の長は、審査会に工事担当課等の属する部局の者から相応の経験と技術力を有する者を必要に応じ加えることができるものとする。

- （1）総合評価落札方式による入札を行うことの適否
  - （2）落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
  - （3）技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定める場合
  - （4）落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なもの決定
- 2 審査会の委員のうち外部機関にあっては、工事担当部局の推薦により出納局長が委嘱するものとし、職員にあっては、工事担当課等の長が委嘱するものとする。
- 3 審査会の庶務は、工事担当課等において処理する。

（総合評価落札方式の実施の決定）

第4 工事担当課等の長は、第2の規定により選定した工事（以下「対象工事」という。）を総合評価落札方式で行おうとするときは、第3第1項第1号に規定する事項に関し、審査会の意見を聴かなければならない。

- 2 工事担当課等の長は、前項の規定による意見聴取の結果を別に定める建設工事競争入札委員会（以下「入札委員会」という。）の審議に付し、入札委員会は、対象工事に総合評価落札方式を適用するかどうかを決定するものとする。

（落札者決定基準の設定）

第5 工事担当課等の長は、対象工事の落札者決定基準を定めようとするときは、第3第1項第2号に規定する事項に関し、審査会の意見を聴かなければならない。

- 2 工事担当課等の長は、前項の規定による意見聴取の結果を入札委員会の審議に付し、入札委員会は、対象工事の落札者決定基準を定めるものとする。

3 落札者決定基準は、価格以外の評価項目（以下「評価項目」という。）及び評価基準の設定、評価の方法並びに落札者の決定方法を定めるものとする。

（評価点）

第6 総合評価方式による評価点は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるものとする。

- (1) 価格評価点 入札価格に基づいて算定した評価点
- (2) 価格以外の評価点 入札参加者の工事成績や技術提案等から算定した評価点
- (3) 総合評価点 価格評価点に価格以外の評価点を加えた評価点

（評価項目及び評価基準の設定）

第7 工事担当課等の長は、対象工事に係る性能、機能、技術等に関し当該対象工事の目的や内容に応じて、入札実施の際に評価の対象とする評価項目及び評価基準を設定するものとする。

2 工事担当課等の長は、評価項目の設定に当たっては、特定の要素のみが評価対象とならないように公平性の確保に配慮するものとする。

（評価点の設定）

第8 工事担当課等の長は、予定価格に対する入札価格の割合に応じて配分した点数を価格評価点として設定するものとする。

2 工事担当課等の長は、第7で設定した評価項目ごとに、その重要性等に応じて配分した点数を価格以外の評価点として設定するものとする。

（評価方法）

第9 工事担当課等の長は、第8で設定した価格評価点及び価格以外の評価点に基づき総合評価を行うものとする。

（入札参加者への周知）

第10 入札執行者は、入札公告において別に定めがあるもののほか、次の事項を周知するものとする。

- (1) 当該工事が総合評価落札方式であること
- (2) 競争入札参加資格を確認するので、入札参加申請者は、入札公告で定めた入札参加資格確認申請書を提出すること
- (3) 前号の審査の結果を入札参加申請者に対して通知するものとするが、入札参加資格を有しないと認められた入札参加申請者は、当該工事の入札に参加できないこと
- (4) 価格以外の評価点に関する評価項目及びその配点
- (5) 落札者の決定基準及び決定方法
- (6) 詳細については、入札説明書に記載されていること
- (7) その他必要と認める事項

（技術提案を求める範囲）

第11 入札参加申請者から技術提案書を求める場合の技術提案の範囲については、県に有利となる調達が可能で提案を期待できるもので、民間の技術開発等を積極的に活用することが適当と認められるものの中から、工事担当課等の長が工事の特性に応じて定めるものとする。

（技術提案の審査等）

第12 入札参加申請者から技術提案を求める場合の提出方法及び審査方法等については、当該工事ごとに別に定めるものとする。

(予定価格の作成)

第13 工事担当課等の長は、技術提案の審査を踏まえて、予定価格を作成する上で適切な施工計画を活用して、予定価格を算定しようとするときは、第3第1項第3号に規定する事項に関し、審査会の意見を聴かななければならない。この場合において、適切な施工計画の選定に当たっては、各提案者の計画の部分的な組合せは行わないものとする。

(入札時に必要な書類)

第14 入札参加資格等が確認された入札参加申請者は、総合評価技術資料をコンパクトディスク等の電子媒体に保存して提出するものとし、提出方法は入札後審査方式一般競争入札(ダイレクト型)実施要領(平成16年4月1日施行。以下「ダイレクト型実施要領」という。)第9第2項に規定する工事費内訳書と同様とする。

- 2 工事内訳書の提出を求める場合は、ダイレクト型実施要領第8及び第10の規定に準ずるものとする。
- 3 第1項の総合評価技術資料を提出しない入札書及び同資料に記載がない入札書は無効とする。
- 4 既に提出した総合評価技術資料の訂正、差換え及び再提出は認めないものとする。

(評価の手順)

第15 入札執行者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者について、工事担当課等の長に報告するものとする。

(1) 入札価格が予定価格を超えない者

(2) 工事費内訳書の提出を求める場合は、その提出がある者

2 工事担当課等の長は、前項各号の要件をすべて満たす者のうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者を対象に総合評価を行うものとする。

(1) 価格以外の評価を行うため、総合評価技術資料を提出した者。ただし、総合評価技術資料に記載がないものは除く

(2) 入札価格が調査基準価格を下回った入札については、当該工事ごとに別に定める取扱いによる

3 価格以外の評価点は、入札者から提出された技術提案(改善された技術提案を含む。)及び総合評価技術資料に基づき算出するものとするが、総合評価技術資料は、すべての対象者について確認を行った後に算出するものとする。

4 入札執行者は、第1項及び第2項で総合評価の対象とならなかった者及び前項の確認において不適格となった者に対して、速やかに不適格の旨を通知するものとする。

(落札者の決定方法)

第16 落札候補者は、総合評価を行った結果、総合評価点が最も高い者とする。ただし、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格が同じ場合は、くじを引かせて落札候補者を決定するものとする。

2 工事担当課等の長は、落札者を決定しようとするときは、第3第1項第4号に規定する事項に関し、審査会の意見を聴かななければならない。

3 工事担当課等の長は、前項の規定による意見聴取の結果を入札委員会の審議に付し、入札委員会は、前項の意見を踏まえて、落札者を決定するものとする。

(責任の所在等)

第17 設計図書等において技術提案に係る部分の工事に関する技術提案を行った請負業者の責任は、県が技術提案書を適正と認めることにより軽減されるものではない。

- 2 技術提案が履行できなかった場合において、再度施工が困難又は合理的ではないときは、契約金額の減額及び損害賠償金の請求を行う旨を入札説明書及び契約書に記載するものとする。

(価格以外の評価内容の履行の確保)

- 第18 県請負工事監督規程（昭和39年宮城県訓令甲第5号）第2条に規定する監督職員及び県工事検査規定（昭和39年宮城県訓令甲第6号）第4条に規定する検査員（以下「監督職員等」という。）は、総合評価技術資料で提出した内容が履行できなかった場合、県工事成績調書作成要領（平成15年7月14日施行）に基づき、工事成績評定において減点するものとし、工事の適正な履行の確保及び履行の評価を行うものとする。
- 2 監督職員等は、工事の監督及び検査に当たって、総合評価技術資料で提出した内容の履行状況を確認するものとする。
- 3 自然災害等の不可抗力による場合を除き、総合評価技術資料の施工計画によることが困難で工事請負額が増額する場合であっても、設計変更等は原則行わないものとする。

(技術提案の取扱い)

- 第19 技術提案の内容は、技術提案した工事の後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、提案者に通知することなく県が発注する工事に、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する場合についてはこの限りでない。
- 2 前項の内容については、入札説明書及び特記仕様書等において明記するものとする。

(秘密の保持)

- 第20 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(入札結果の公表)

- 第21 入札執行者は、総合評価落札方式により落札決定した場合には、入札結果等の公表に係る要領（平成16年4月1日施行）に基づき公表するものとする。
- 2 入札執行者は、入札調書には、ダイレクト型実施要領第18に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載し、公表するものとする。
  - (1) 総合評価落札方式を行う理由
  - (2) 価格点、価格以外の評価点、総合評価点
  - (3) 落札者とした理由

(謝金及び旅費)

- 第22 工事担当課等の長は、第4及び第5並びに第16における審査会の意見を聴く場合、外部機関の学識経験者に謝金及び旅費を支給するものとする。なお、謝金は「講師手当支給基準表」（宮城県公務研修所）によるものとし、国の職員については、謝金を支給しない。

- 第23 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。